

第38回 日本クラブユースサッカー選手権(U-15)大会・埼玉県予選

【大会実施要項】

1. 趣 旨 日本の子を担うクラブユース年代の少年達(U-15)のサッカーの技術の向上と健全な心身の育成を図るとともに日本クラブユースサッカー選手権(U-15)大会・関東大会に出場するチームを決定する。
2. 主 催 (公財)埼玉県サッカー協会
3. 主 管 埼玉県クラブユースサッカー連盟
4. 協 賛 朝日新聞「埼玉少年少女スポーツ」 株式会社モルテン
サッカーエイドさいたま
5. 協 力 埼玉新聞社
6. 試合日程 2023年4月 2日(日)～5月13日(土)
予備予選 4月 2日(日) 4月 9日(日)
1回戦 4月15日(土)
2回戦 5月 3日(祝)
3回戦 5月 6日(土)
決定戦 5月13日(土)
予備日 4月16日(日) 4月23日(日)
5月 4日(祝) 5月 7日(日) 5月14日(日)
7. 会 場 埼玉県内各地
8. 参加資格 (公財)日本サッカー協会に第3種加盟登録し、なおかつ日本クラブユースサッカー連盟・関東クラブユースサッカー連盟・埼玉県クラブユースサッカー連盟に加盟するチームであって次の条件を満たすものに限る。
①参加選手は、他のクラブチーム及び中学校サッカー部に2重登録されていない事。
②参加選手は、2008年4月2日以降の出生者とする。
③参加選手は、(公財)日本サッカー協会の写真付選手証または写真つきの選手一覧にて本人確認ができること。ただし、上記の方法で確認が出来ない場合の救済措置として電子登録証(写真が登録されたもの)が確認できる場合は出場を認めるものとする。
④参加するチームは令和5年4月1日(土)までに15名以上の選手が所属していること。
⑤(公財)日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内の別の別チームに所属する選手を移籍手続きすることなく本大会に参加させることができる。この場合、同一クラブ内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。なお、本項適用対象となる選手の年齢は第4種年代とし、第3種及びそれ以外の年代の選手は適用対象外とする。但し、第3種年代選手で大会参加資格を有する選手が11名以上いることとし、第4種年代選手は試合当日のメンバー表記載は5名以内とし、出場は2名以内とする。また、先発選手に4種年代選手が2名いる場合、その他の4種年代選手はメンバー表に記載できない(斜線等で削除すること)
⑥予選から本大会に至るまでに、同一選手が移籍後、再び同一大会に出場することは出来ない。
⑦大会期間内に大会で使用できる会場を提供できるチーム。
9. 大会方式 ①今大会はトーナメント方式にて行なわれる。
②各トーナメント決定戦勝者の6チームは、第38回日本クラブユースサッカー選手権(U-15)大会・関東大会出場の特権を得る。
10. 競技方法 ①ルールは、2022/2023年度(公財)日本サッカー協会競技規則による。
②試合時間は、70分(35-10-35)とする。
③競技時間内に勝敗が決まらない場合は予備予選～3回戦まではPK戦を行ない勝敗を決定する。代表決定戦については延長戦(20分)を行い、それでも決しない場合はPK戦を行う。
④事前に配布した指定用紙(25名登録)を複写してメンバー表とし、先発選手を記して試合開始時刻60分前までに試合管理者に3部提出する。交代選手は登録した最大14名の交代要員のうち11名までの交代を認める。外国籍選手の場合は出場3名以内とする。
メンバー表には必要事項以外記入しないこととし、背番号のない選手及びベンチ入りしない選手は削除すること。但し、「クラブ申請」を適用するクラブは試合前に提出するメンバー表とともに、クラブ申請承認番号の記載されているクラブ申請回答書(コピー可)も合わせて提出する。
⑤大会期間中の異なる試合で2回の警告が出された場合は、自動的に次の同一大会1試合に出場できない。
⑥出場停止
(1)試合中に退場、または1試合中に警告が2回での退場処分を受けた選手及び役員は自動的に次の1試合に出場できない。出場停止が1試合の場合についての処置は、別の大会と開催期間が重複している場合は、退場処分を受けた次の同一大会での試合を出場停止とする。
その後の処置については規律委員会で決定する。
(2)警告累積は、本大会で終了し以降の大会に持ち越さない。但し、この措置は次の大会に持ち越される場合もある。(試合中に退場処分が出された場合)
⑦試合中にチーム役員がベンチに1人もいなくなった場合(選手怪我対応時を除く)、試合はその時点で終了とする。試合結果等はその後理事会、規律委員会にて協議し、決定する。
⑧大会参加申込みは、3月15日(火)までに申込フォームより申込を行うこと。
⑨原則として試合開始時刻に試合を開始できないチームは、その1試合に限り不戦敗とする。その後の処置については規律委員会にて決定する。
11. 審 判 ①主審は原則として3級以上とし、副審・第4の審判員(有資格者)は各チーム帯同審判員が行う。また、審判の割振りにはトーナメント左側が主審、副審帯同、右側が副審、第4審帯同とする。
②トーナメント3回戦の副審はチーム帯同1名、主審・第4審は連盟からの派遣審判員とする。代表決定戦は連盟派遣審判員で行う。
12. ユニホーム ①ユニホーム及び選手の用具については以下に定める。
(1)ユニホームは正・副2着を用意する。
(2)ユニホームのシャツの前面・背面に必ず番号をつける。大きさは前面が縦10cm程度、背面が縦25cm程度、それぞれ横はそれに比例して適当な大きさで、番号は見やすいものとする。
(3)ユニホームのデザインが異なっても主たる色が同系色であれば着用することができる。
(4)ゴールキーパのシューズ、ソックスはフィールドプレーヤーと同系色でもよい。
(5)主審は対戦するチームのユニホームの色彩が類似しており判断が難しい場合、両チーム立会の上、判別しやすい組み合わせを決定する。
(6)アンダーシャツ、シューズ、タイツの色は問わない。原則としてチームで同色のものを着用する。
(7)ソックスにテープまたは他の素材のものを貼付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。